

届出とは

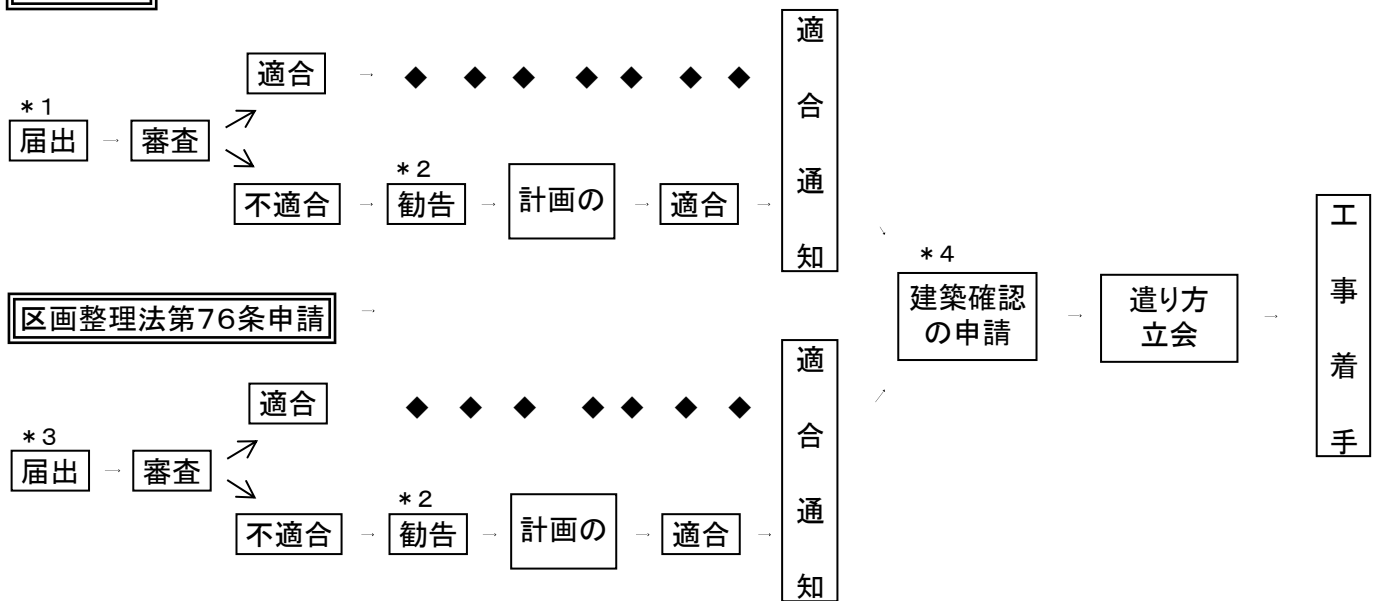
地区計画は、個々の開発や建築行為を規制・誘導することで実現されます。そこで、この区域内では【届出】の必要な行為を定め、事前に届出書を提出していただき、届出された計画が地区計画の内容に沿っているか審査するものです。

届出の必要な行為

南上原地区地区計画の区域内で届出の必要な行為は、次のような場合です。

- (1) 土地の区画形質を変更する場合
- (2) 建築物の建築や、工作物を建設する場合
- (3) 建築物の用途の変更を行う場合
- (4) 建築物等の形態または意匠を変更する場合。

地区計画



- * 1 - 建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに届出をします。(A-4製本、2部)
また届出に係る事項を変更する場合も、変更に係る行為の着手30日前までに変更届をします。
- * 2 - 届出された計画が地区計画の内容にそぐわない場合、変更するよう勧告をします。
- * 3 - 換地処分が完了するまで、都市計画課への許可申請が必要です。
- * 4 - 建築確認申請が必要な場合に行います。

お問い合わせは 中城村役場都市建設課 TEL:098-895-1736